

町立小中学校等において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合の公表及び対応について

令和4年2月25日

白浜町教育委員会

1 目的

学校等における感染に関する確かな情報を公表することで、公表内容をもとに感染対策の見直しや、感染拡大を防止するとともに、感染による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、より安全で安心な学校等の環境づくりと住民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の実施

クラスターに認定され、和歌山県が公表を行う場合、または和歌山県から公表の要請等有る場合に公表するものとする。

3 公表の内容

概要、発生の場所（学校等名）、感染者（児童生徒、教職員等学校関係者）の数、その他対応の状況についてを公表するものとする。

4 公表の方法

教育委員会が、白浜町公式ホームページで公表を行い、同時に該当学校等から児童生徒及び保護者に学校メールで情報提供を行うものとする。

5 公表の対象

- (1) 白浜町立小学校、白浜町立中学校、白浜町立学童保育所、教育委員会管轄施設
- (2) 委託事業所（業務）は、委託先と協議の上、同様の対応を求めるものとする
- (3) 白浜町立幼稚園は、民生課幼児対策室と協議し、同様の対応を求めるものとする。

6 クラスターの認定

クラスターであるかどうかは、管轄保健所に積極的に情報提供し、疫学調査の結果をもとに判断する。

※ 1つの感染経路から感染が広がり、概ね5人以上の感染者が確認された場合が対象

5 公表の期間及び公表の中止

- (1) 公表の期間は、該当するクラスターによる感染者が治癒（退院等）するまでとする。
- (2) 公表することにより、個人が特定され、誹謗中傷等に繋がる恐れや、個人の人権に影響すると認めるときは、公表を行わない場合や、公表中であっても公表を中止しする場合は有る。